

京都市告示第 424 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成17年4月4日付けで認可した南巽町自治会について、代表者及び事務所の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年1月14日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

変更前	変更後
太田 春子	村田 市太郎

2 代表者及び事務所の住所

変更前	変更後
京都市西京区桂南巽町79番地	京都市西京区桂南巽町66番地の2

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)